

一般社団法人 CEABA 会則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人CEABAと称する。

(目的及び事業)

第2条 当会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士法第33条の2の書面添付等、会員の研鑽および資質の向上を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 税務、会計、法律、経済、経営等に関する研修会の企画、運営、及び実施
- (2) 情報処理に関する研修会の企画、運営、及び実施
- (3) 公益的業務に関する研修会の企画、運営、及び実施
- (4) 会員相互の情報交換・交流
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯する又は関連する事業

(会員資格)

第3条 当会の会員は、前条に掲げる目的及び事業に賛同する個人又は法人であつて、日本税理士連合会の会員である税理士会の会員とする。

(会員の種類)

第4条 当会の会員は、次の2種とする。

- (1) 特別会員 本会の事業の遂行に資する行動をする者として社員総会により認められた個人又は法人
- (2) 一般会員 当会の事業目的に賛同して入会した個人又は法人

(入会)

第5条 当会の会員として入会しようとする者は、理事長あてに申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 法人が会員として入会する場合、当該法人に所属する税理士の中から会員となる者を指定するものとする。同一法人内に会員となる者として指定された者が複数いる場合、代表者を1名指定する。

(会費)

第6条 会員は、入会時に当該年度会費(20,000円/年)を納入するものとし、次年度以降は年度初めに納入するものとする。なお、同一法人内に会員となる者として指定された者が複数いる場合、その指定された者の数に対応する会費を納入するものとする。

2 当会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月末に終わる。

3 中途入会の会費は、月数按分により計算するものとする。

(退会)

第7条 会員は、「退会届」を届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他拠出金品は、これを返還しない。

(役職)

第11条 当会は次の役職を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上10名以内

2 会長及び副会長は、本会の事業が円滑に実施されるよう、その職務を執行する。

3 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

(選任)

第12条 会長及び副会長は、会員の中から社員総会の決議によって選任される。

(任期)

第13条 会長及び副会長の任期は、選任された社員総会の翌々年に開催する社員総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

(解任)

第14条 正当な事由がある場合、会長及び副会長はいつでも社員総会の決議によって解任される。

(報酬)

第15条 会長及び副会長は、無報酬とする。

(研修会の受講対象)

第16条 当会が実施する研修会の受講対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当会の会員
- (2) 当会の会員以外の税理士

(研修会の受講料)

第17条 当会が実施する研修会の受講料は、次による。

- (1) 当会の会員 無料
- (2) 当会の会員以外の税理士 有料(但し、1時間5,000円(税抜)以内)

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が合議により定め、社員総会の承認を得るものとする。

(会則変更)

第19条 会則は会長及び副会長の多数決により適宜変更することができるものとする。この場合、当会のホームページにその旨を掲載し、掲載日より1ヶ月を経過する日までに、これに反対する旨の書面の通知が既会員の過半数以上より事務局に届かない場合は、すべての会員が会則の変更を了承したものとみなし、期間満了日より変更後の会則が適用されるものとする。

(法令の準拠)

第20条 本会則に定めのない事項は、本会の定款及び一般社団法人法に従う。

平成 28 年 6 月 2 日